



〔商品概要説明書〕

＜「JAバンクあきたサマーキャンペーン 2017」＞

1. 商品名 (愛称)	・キャンペーン金利大口定期貯金 (愛称) JAから貯(ちょ)っといい夏!
2. 募集期間	・平成 29 年 6 月 1 日から平成 29 年 8 月 31 日まで
3. 販売対象	・個人
4. 対象商品	・大口定期貯金
5. 預入期間	・1 年(自動継続) 預入時に元金継続または元利金継続の選択ができます。
6. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・1,000 万円以上(新規) ・1 円単位
7. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
8. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を 1 円として 1 年を 365 日とする日割計算をします。 ・20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) ※の分離課税となります。 ※平成 49 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・金利は店頭のポスターに表示しています。
9. 手数料	—
10. 付加できる特約事項	・当該貯金は総合口座の担保に組入れできます(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に 0.5% を上乗せした利率)。 ・マル優の取扱いはできません。
11. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第 4 位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 (1) 預入日の 1 か月後の応当日の前日までに解約する場合 次の A、B および C (C の算式により計算した利率が 0% を下回るときは 0% とします。) のうち、もっとも低い利率とします。 A 解約日における普通貯金の利率 B 約定利率 - 約定利率 × 30% <div style="text-align: right;">(約定日数 - 預入日数)</div> C 約定利率 - (基準利率 - 約定利率) × $\frac{\quad}{\quad}$ <div style="text-align: right;">預入日数</div> (2) 預入日の 1 か月後の応当日以降に解約する場合 次の A および B の算式により計算した利率 (B の算式により計算した利率が 0% を下回るときは 0% とします。) のうち、いずれか低い利率とします。 A 約定利率 - 約定利率 × 30% <div style="text-align: right;">(約定日数 - 預入日数)</div> B 約定利率 - (基準利率 - 約定利率) × $\frac{\quad}{\quad}$ <div style="text-align: right;">預入日数</div>

	<p>なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した各 J A 所定の利率とします。</p>
12. 貯金保険制度 (公的制度)	<p>・保護対象 当該貯金は預入先 J A の譲渡性貯金を除く他の貯金等 (全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金 (当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの) を除く。) と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>
13. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情 (以下「苦情等」という。) につきましては、各 J A 本支店 (所) にお申し出ください。お問い合わせ先は、J A バンクあきたホームページ (http://akita.jabank.org/support/kinyuadr/) に掲載しております。J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、秋田県農業協同組合中央会が設置・運営する秋田県 J A バンク相談所 (電話: 018-864-2030) でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記苦情申出先または秋田県 J A バンク相談所にお申し出ください。</p> <p>仙台弁護士会 (J A バンク相談所を通じてのご利用となります。上記秋田県 J A バンク相談所にお申し出ください。)</p>
14. その他参考となる事項	<p>・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。</p>

詳しくは窓口にお問い合わせください。